

大阪大学箕面地区教職員組合旅費規程

1956年 12月 8日 制定
1966年 9月 4日 改正
1974年 11月 16日 改正
1980年 12月 13日 改正
1990年 6月 30日 改正
2004年 4月 1日 改正
2007年 7月 21日 改正

第1条

組合員が教職員組合業務のため執行委員長の承認を得て出張したときはこの規程により旅費を支給する。

第2条

目的地が大阪府にある場合は、次のとおり支給する。

日当 1日につき1,100円
交通費 通常方法により要した実費
宿泊料 実費を支給するが、上限は1泊につき11,000円とする。

第3条

目的地が大阪府以外の地にある場合は、次のとおり支給する。

日当 1日につき3,000円
交通費 通常方法により要した実費
宿泊料 実費を支給するが、上限は1泊につき11,000円とする。

第4条

天災事故その他やむをえない事情があったと認められる場合は、執行委員会の決定に基づき前2条の規定にかかわらず、その要した実費を支給する。

第5条

この規程により旅費の支給を受けようとする場合は、旅費請求書に執行委員長の認印を得て会計委員に請求しなければならない。

附則

この規程は2007年10月1日から効力を有する。